平成２５年（フ）第３１９号
北海道富良野市栄町２番６号
債務者　松田　正義
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　剛史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２０号
北海道富良野市栄町２番６号
債務者　松田　直子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　剛史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６６号
宮崎市大橋３丁目76番地１　スペースコロニーＧ202号
債務者　平太　文續
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永友　郁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６９９号
横浜市南区蒔田町字伊勢山841番地の１　蒔田団地６―303号
債務者　吉山　秀樹
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　智憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月３日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０６号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字片山５番地の50、前住所愛知県知立市鳥居３丁目２番地７サンルートノンノ505号
債務者　雪田　昭弘
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　修平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
広島県福山市駅家町大字法成寺14番地１　ヴェネットケイＣ102
債務者　高橋　秀樹
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１９８号
広島県福山市日吉台２丁目９番７―304号
債務者　たかはし教材社こと　高橋　良和
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第８１号
岐阜県可児市兼山562番地２
債務者　石井　守迪
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　治彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１７６９号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地３街区３棟305号
債務者　星野　　修
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田美穂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８８号
石川県白山市相木町606番地　市営相木住宅14号棟104号室、従前の住所石川県白山市橋爪町163番地１
債務者　中井　信之
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊田　慶宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
金沢地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第９２１号
広島市安佐北区三入１丁目５番７号
債務者　藤川　玉子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９３３号
広島県福山市久松台１丁目18番２号　エクレール104、申立時の住民票上の住所広島県福山市幕山台４丁目３番13号
債務者　山本　利美
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３０５号
愛媛県松山市高浜町１丁目1432番地１
債務者　西田　雅壽
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５号
岩手県釜石市上中島町１丁目２番27号、旧住所千葉県東金市東新宿８番地２　サン藍プラザ209
債務者　加藤　慎一
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２５年（フ）第１０８号
宮城県大崎市鹿島台平渡字長根13番地６
債務者　佐々木洋一
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
宮城県大崎市古川穂波６丁目26番６号
債務者　佐藤　花奈
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
宮城県遠田郡涌谷町字一本柳53番地　町営淡島住宅75号
債務者　太田　正彦
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係